

## 老人福祉法に基づく届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）に基づく届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(老人居宅生活支援事業開始届)

第2条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（様式第1号）によるものとする。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第3条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（様式第2号）によるものとする。

(老人居宅生活支援事業廃止（休止）届)

第4条 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（様式第3号）によるものとする。

(老人デイサービスセンター等設置届)

第5条 法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届（様式第4号）によるものとする。

(老人デイサービスセンター等変更届)

第6条 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等変更届（様式第5号）によるものとする。

(老人デイサービスセンター等廃止（休止）届)

第7条 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（様式第6号）によるものとする。

(老人ホーム設置届)

第8条 法第15条第3項の規定による届出は、老人ホーム設置届（様式第7号）によるものとする。

(老人ホーム設置認可申請等)

第9条 法第15条第4項の規定による認可の申請は、老人ホーム設置認可申請書（様式第8号）によるものとする。

(老人ホーム事業変更届等)

第10条 法第15条の2第2項の規定による届出は、老人ホーム事業変更届（様式第9号）によるものとする。

2 法第16条第2項の規定による入所定員の減少又は入所定員の増加の届出は、老人ホーム事業変更届（様式第10号）によるものとする。

3 法第16条第3項の規定による入所定員の減少又は入所定員の増加の認可の申請は、老人ホーム事業変更認可申請書（様式第11号）によるものとする。

(老人ホーム事業廃止(休止)届等)

第11条 法第16条第2項の規定による廃止又は休止の届出は、老人ホーム廃止(休止)届(様式第12号)によるものとする。

2 法第16条第3項の規定による廃止又は休止の申請は、老人ホーム廃止(休止)認可申請書(様式第13号)によるものとする。

(有料老人ホーム設置届等)

第12条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届(様式第14号)によるものとする。

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム事業変更届(様式第15号)によるものとする。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム事業廃止(休止)届(様式第16号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。